

新しい「常用漢字表」追加字種の筆写の字形は  
どのように指導したらよいか？

—教員養成の立場と学校教育現場の立場から—

日時：平成23年9月19日(月・祝)14:10～16:20

会場：茨城県立県民文化センター・小ホール

(水戸市千波町東久保697 電話029-291-8010)

シンポジウムは 入場無料・事前申込不要

昨年11月30日に、新しい「常用漢字表」が内閣告示され、昭和56年内閣告示の従前の「常用漢字表」はこの日をもって廃止されました。改定された「常用漢字表」には字種2136字(196字追加、5字削除)が掲げられ、字体は明朝体の一種で示されました。追加字種に「鬱・龔・邇・餌・煎」などが加えられましたが、「1点しんにゆう・2点しんにゆう」「食偏」などの許容字体の問題や、「鬱」など使用頻度は高くても画数が多く複雑で、手書きするには一考を要する漢字も含まれています。新しい漢字表には、「筆写の楷書字形と印刷文字字形の違いが字体の違いに及ぶもの」として新たに「点画の簡略化に関する例」など、画数の違いだけではなく字形そのものの差異が大きい字例が追加提示されました。さらに「筆写の楷書ではどちらの字形で書いても差し支えない」とあることから漢字の書き取り試験における評価や採点など現実的なことを考えると、教育現場での混乱が少なからず予想されます。「当用漢字表」を定めた時には、「手書き文字の字形」を参考にして概ね「活字の字形」を決めたと考えられます。しかし、今日では、活字の字形に手書き文字の字形を合わせようとする動きが見え隠れしているようではありません。これからの漢字・書写指導において、その基準を活字に求めるべきなのか、それとも伝統的な形(いわゆる許容の形)に求めるべきなのかは今後、大きな課題になるといえましょう。パネラーの先生方には、漢字教育、書写書道教育、教育現場での立場などからご発言頂きます。今後の、漢字の手書きの在り方についていっしょに考えてみませんか。

パネラー	坂本 要	茨城県日立市立坂本小学校教諭
	千々岩弘一	本学会会員・鹿児島国際大学教授
	長野 秀章	本学会副理事長・東京学芸大学教授
	宮澤 正明	本学会理事長・山梨大学教授
コーディネーター	廣瀬 裕之	本学会常任理事・武蔵野大学教授

主催：全国大学書写書道教育学会 後援：茨城県教育委員会・水戸市教育委員会

問い合わせ先 FAX:029-228-8213 (茨城大学教育学部・齋木) E-mail syoshasyodo.ibaraki@gmail.com